

相互的寛容、あるいは《他者の立場》

——ピエール・ベール論覚書—— (3)

The Mutual Toleration, or “the Other’s Place” : A Note on Pierre Bayle

福島 清紀

FUKUSHIMA Kiyonori

本稿は、本誌前号掲載の拙稿「相互的寛容、あるいは《他者の立場》——ピエール・ベール論覚書——(2)」の続編である。前号には次に記す3の(1)を掲載した。今回は3の(2)を掲載する。

はじめに——考察への視点

1. 「寛容」概念の意味変容
2. 「二つの病」——「諷刺の精神」と「共和主義的精神」
3. 「共和主義的精神」あるいは「反乱文書」
 - (1) 「主権者」と「臣民」

3. 「共和主義的精神」あるいは「反乱文書」

(2) 争点としての「審査法」

『忠告』の著者から見ると、イギリスの名誉革命に入れあげている「反乱文書」の作者たちは、一方で、自派〔プロテスタント〕に対する寛容を要求し、他方で、中央の官職から非国教徒を排除すべく1673年に成立したイギリスの「審査法 (Test Act)」の存在を是認して、実質的にカトリック教徒を不寛容に扱う政策に加担している。これは相互的寛容の精神とは全く相容れないやり方ではないのか。

本節では、1660年の王政復古以降のイギリス社会の動きを視野に入れながら、特に「審査法」の捉え方をめぐる争点を考察する。

まず、王政復古前後の動向はどうであったか。例えばジョン・ロックは、王政復古が成って間もない時期に、世俗権力が礼拝の時間・場所・様式等の宗教的「非本質的事物」を統制することの是非について論文を二篇——第一論文は英語で、第二論文はラテン語で——書き、第一論文の序文（「読者への序文」 The Preface to the Reader）で次のように述べている。「私は社会的なも

のごろのついた瞬間から、自分が嵐の中におかれていることに気づいた。この嵐は殆んど今に至るまでも続いていたわけで、したがって私は、風が近づいてくるのを最高の喜びと満足をもって迎え入れざるをえないのである。」^①王党派と議会派との対立が惹き起こした内乱（1642～46、48年）、チャールズ1世の処刑（1649年）を経て、クロムウェル統治下の共和制に至るイギリス社会の激しい変化（清教徒革命）を「嵐」と感じていたロックにとっては、国王の復帰は誠に歓迎すべき「風」の到来であった。

チャールズ1世の皇太子は亡命中であったが、1660年5月、長老派（改革派教会の一派）の主導下にあった仮議会は皇太子を王位に迎えることを決定し、王政復古が実現した。しかし、仮議会が存続したのは60年12月までであり、61年5月には、騎士議会と呼ばれる新議会が成立する。

この新しい議会においては、長老派はごく少数で、国王派である騎士党の残党が圧倒的多数を占めた^②。そして、国教徒が多数を占める議会勢力を背景にして、長老派を中心とする非国教徒を抑圧することを企図した「クラレンドン法典（Clarendon Code）」と呼ばれる一連の反動的な法令が成立し始める。

新国王チャールズ2世が誕生した当初は、体制の中心人物となったクラレンドン伯エドワード・ハイドが国務卿・大法官の地位にあって国政を指導した。当の法典の呼称はそのことに由来するが、法令の成立・施行を実質的に推進したのは騎士議会（1679年1月まで存続）であった。騎士議会の方針は、のちに述べるように変化していくが、この段階では、反ピューリタンの方針が法令に色濃く反映されている。

この法典は次の四つの法令から成る。すなわち、1661年の「自治体法（Municipal Corporation Act）」（イギリス国教会の儀式に則った秘蹟を受けることを自治体職員に強制する条項を含む）、1662年の「統一礼拝法（Act of Uniformity）」（「国教会共同祈禱書・秘蹟執行・その他諸典礼儀式の書」The Book of Common Prayerに法的効力を与えたもので、「クラレンドン法典」の核を成す）、1664年の「集会法（Conventicle Act）」（非国教徒 Nonconformist が礼拝のために5人以上集まることを、厳罰を以って禁止）、そして1665年の「五マイル法（Five Mile Act）」（以上の諸法を一層厳格に運用するため、国教会儀式に違反する礼拝会を企てた聖職者に、議会に議員を送っている自治都市から5マイル以内の地に近寄ることを禁じたもの）^③である。これらはいずれも、宗教的権威と世俗的統治機構とが一体となった支配を志向していた点で、軌を一にする法令であった。

クラレンドン伯はこれら一連の法令によって国教会の確立に挺身したが、1665年3月に始まる第2次イギリス＝オランダ戦争の際の失政がもとで失脚し、フランスに亡命した。

やがて「カトリック教徒にして親仏主義者なるチャールズ」^④は1670年1月、フランスのルイ14世とドーヴァーの密約（Treaty of Dover）を結ぶ。これは、「国王がカトリックへの改宗を宣言することを条件に、フランスが軍事援助と年金をチャールズに贈るというもの」^⑤であった。この条約には、イギリスがフランスを助けてオランダと開戦するという取決めが含まれていた。2年後にチャールズはその取決めを実行する（第3次イギリス＝オランダ戦争）が、開戦にあたり国民の団結・支持を確たるものにする方策として、非国教徒に対する刑罰法規の効力を停止するために「信仰自由宣言（Declaration of Indulgence）」を発する。これはカトリック教徒擁護の含みをもつ宣言であったから、騎士議会は猛反対し、国王に宣言を撤回させた。こうして議会は「反

ピューリタンや反オランダから反カトリックや反フランスの方針をとるように変化」していく⁽⁶⁾。その議会在が 1673 年 3 月に成立させたのが「審査法」である。

この法律は、公職に就く者を国教徒に限定することを規定したものであったが、明らかにその直接のねらいはカトリック教徒を公職から排斥することにあつた⁽⁷⁾。こうして、「地方自治体法と相まってカトリック教徒および非国教徒はすべて中央・地方の公職から排除され、国教徒の政治支配が確立された」⁽⁸⁾。しかも、「海軍長官をつとめる王弟ヨーク公までがカトリックであると判明」⁽⁹⁾した。チャールズの弟ヨーク公ジェームズ（のちのジェームズ 2 世）は「審査法成立直後に海軍長官を辞し、みずからカトリック教徒であることを認めたため、ステュアート王家の信仰にたいする疑念は決定的になった」⁽¹⁰⁾のである。

しかし、チャールズ 2 世には嫡子がいなかったため、カトリック教徒の王弟ジェームズが法律上王位継承者であった。議会でヨーク公ジェームズを王位継承者から排除する「王位継承排除法案」が提出され、チャールズの庶子モンマス公（新教徒）の擁立が企てられるなど、反カトリックの動きが見られたものの、1685 年 2 月、ジェームズが王位を継承し、ジェームズ 2 世として即位する。「フランス人を母とし、フランスにおいて養育されたかれは熱烈なカトリック教徒であり、父王以上の反動政治家となった。」⁽¹¹⁾1685 年夏、モンマス公は自ら王位継承を宣言して反乱を起こしたが、王軍に敗れ、処刑された。ジェームズ 2 世はこの反乱を口実に「三万の常備軍を設け、更にかれは特免権を利用してカトリック教徒を無制限に文武官に任用し、事実上審査法を廃止した」。そして 1687 年には「信仰自由宣言を発してカトリック教職者の教職就任を許可し、カトリック教徒の礼拝を公然奨励した」のである⁽¹²⁾。

「審査法」の成立とジェームズ 2 世によるその事実上の廃止に至る諸事情は以上の通りであるが、この法律とそれに関わる諸事情が『忠告』では具体的にどのような文脈で取り上げられているか。『忠告』の著者——その思想はベールのそれであると言ってよいが——は、チャールズ 1 世を処刑した清教徒革命も念頭において、次のように主張する。

「私の言葉を信じてくださるならば、あれほど多くの亡命者たちが、彼らの宗教のゆえに招来した苦悩を聖化することに用いるべきであった時間を、余暇と印刷業者の気安さを悪用して、中傷文を作成したり、イギリス人の中傷文を翻訳するのに用いたことに対する後悔の念を公に表明してください。驚くことに、海の向こう〔イギリス——引用者注〕の長老派は、チャールズ 1 世の殺害以来、絶えず激しく非難されたのちも思慮深くなったわけではなく、あの大罪のひどく屈辱的な記念祭が毎年行われていたイギリスに、事態を国王ジェームズ 2 世に対する類似の狂乱へと差し向けるべく努める物書きがたくさんいたのです。もうひとこと言えば、驚くことに、かの地では背教者ユリアヌスの伝記が出版されて、キリスト教徒は彼を帝国から排除しなければならなかった、いわんやイギリスではヨーク公〔ジェームズ 2 世が即位する前の称号——引用者注〕を排除しなければならなかったということが示され、さらには、厚かましくも別の攻撃文書が出版されました。その表題はこうです。『現在の支配者ジェームズ 2 世の父、イギリス王チャールズ・ステュアートの非業の最期によって証明されたる、審査法と刑罰法規の撤回不能、死ヲ忘レルナカレ』。この文書では、この上なく非道で全国民に屈辱を与えかねない世人の行動を、あたかも依然として誇りにしているかのように、チャールズ 1 世の裁判と処刑が勝ち誇った様子でさらけ出されています。しかし、恐らくもっと驚くべきなのは、自分たちの宗教の礼拝が禁止されたこと

を悪魔のような暴政と呼ぶのをやめないフランス人たちが、カトリック教徒の臣民から良心の自由を奪う法律を変えさせようと企てる王は死に値すると脅すような本を、ひどく熱心に翻訳し出版したことでしょう。これら不穏な反乱文書の翻訳者たちが、この王国〔フランス——引用者注〕に呼び戻されるのを今か今かと待っていたことを考えると、驚きは増すばかりです。」⁽¹³⁾

本稿の2で述べたように、カトリック教徒を装った著者は、『忠告』の冒頭部分で、「諷刺の精神」と「この世に無政府状態を、世俗社会にこの上なく深刻な禍を導き入れることになるある種の共和主義的精神」を、「危険きわまる実に忌むべき二つの病」と見なし、亡命プロテスタントたちに、亡命地で吸い込んでこれらの病に感染させた悪しき空気から心身を浄化するため、故国フランスに足を踏み入れる前に一種の検疫を施すよう「友人として」注意を促していた。そして著者は、オランダではびこっている諷刺文書・中傷文書を非とし、亡命者たちがそういう文書を公的に撤回することを切望する⁽¹⁴⁾。上に引用した文章の最初の部分は、これと同じ趣旨の「忠告」である。

避難地のプロテスタントたちが発行していた夥しい数の中傷文書は次のようにも批判される。

「あなた方の帰国を悪くは思わないであろう人々でさえ、これらの中傷文書を見れば、こう叫ばずにはいられないのです。ユグノーの教皇なんてまっぴらだ。そんな教皇がいたら、王たちを破門したり王位を父から子へ、場合によると外国人にさえ譲り渡したりして、ヒルデブラントや他の邪悪な教皇が何世紀にもわたって生み出した以上の悪を、わずかな年数のうちに為すだろうから、と。

というのも、彼らが付け加えて言うには、計算で確かめられるが、プロテスタントたちは教皇をもたなくても、彼らの時代が始まる1517年〔ルターが「九十五ヶ条の提題」を発表して宗教改革の端緒を開いた年——引用者注〕から今日に至るまで、同じ時期に教皇たちが全く無用な大勅書によって王を廃位しようとしたよりもはるかに多くの王を実際に王座から追い払ったからです。そういうことを私があなたに友人としてご注意申すのは、あなた方がそうした困った推測を頭の上から取り除くように努めてほしいからです。」⁽¹⁵⁾

ここに名前が登場しているヒルデブラントとは、教皇グレゴリウス7世（在位1073-1085）を指す。ヒルデブラントはその俗名である。この教皇は、聖職者、特に高位聖職者の叙任権をめぐる神聖ローマ皇帝ハインリッヒ4世との間で激しく争われた、いわゆる叙任権闘争でも勇名をはせた。ゲルマン民族の諸国家で長く慣行として存続してきた私有教会制は、教会を、それが建てられた土地とともに領主の所有とし、領主の支配下に置くものであり、俗人の支配権は聖職者の任免権や教会財産にも及んでいた。ハインリッヒ4世はこの慣行を踏襲して皇帝権を行使し、教皇の廃位までも決定したが、グレゴリウス7世は、俗人による聖職者任命を否認し、これに従わぬ皇帝ハインリッヒ4世を破門する。これは、俗権である皇帝権と教皇権との決定的対立を物語る出来事であった⁽¹⁶⁾。

要するに、このように教皇権の強化に努めた過去の教皇の行動を引き合いに出してまで『忠告』の著者が言いたかったのは、中傷文書の思想的根拠をなす人民主権論・抵抗権理論が、亡命者たちの帰国にとっていかに大きな妨げになるかということである。

避難地での生活を余儀なくされているプロテスタントたちが、自分たちの心の拠り所である宗教の礼拝を禁止し「良心の自由」を奪った権力装置を少しでも変えようとするれば、何をすべきな

のか、あるいはむしろ、何をすべきでないのか。本稿の3の(1)で考察したように、『忠告』の著者から見ると、彼ら亡命プロテスタントは、すべきでないことをしていた。諷刺文・中傷文の乱発と共和主義的な人民主権論・抵抗権理論の主張がそれであり、とりわけ共和主義的精神に基づく言説が、故国への帰還にとって最大の障害であると考えられた⁽¹⁷⁾。

亡命プロテスタントたちの急先鋒ジュリユーは、1572年8月24日のサン・バルテルミーの日にパリで起きたプロテスタント大虐殺を機にカルヴァン派の間で発展したモナルコマキ(暴君放伐論者)の理論を継承し、臣民の信仰を抑圧する君主=暴君を臣民は排除する権利をもつとさえ考えていた。しかし『忠告』の著者は、ジュリユーを含む亡命プロテスタントたちの言動が招来する事態を予想して次のように言う。

「もしあなた方がいつかこの王国に戻るならば、宣誓文への署名を要求され、その署名によって、あなた方があれほど熱狂的に支持しているようにみえたモナルコマキの原理をすべて放棄しなければならないのは確かです。あなた方のせいで私たちの間に導入されるのは、新たな審査法でしょう。また、あなた方の牧師たちは皆、少なくとも年に4回は、主権者の権力への服従に関する聖書の原句について説教をし、臣民は自分たちの王に反抗することは決して許されない旨を、曖昧さを残さずにきっぱりと言明することを義務づけられるでしょう。」⁽¹⁸⁾

『忠告』の著者は、最初に引用した箇所の後段で、清教徒革命による「チャールズ1世の裁判と処刑」が誇らしげに語られることを厳しく批判し、さらに、フランス人亡命プロテスタントたちの矛盾を衝いている。その矛盾とは、「審査法」すなわち「カトリック教徒の臣民から良心の自由を奪う法律」を信仰自由宣言によって変えさせようとしたチャールズ2世やジェームズ2世は「死に値する」と言い放つような「不穏な反乱文書」を、自分たちの宗教の礼拝を禁止され「良心の自由」を奪われた人たちが熱心に翻訳し出版したことである。「自分たちの宗教の礼拝が禁止されたことを悪魔のような暴政と呼ぶ」のであれば、「良心の自由を奪う法律」を変えさせようとする王は弁護されて然るべきではないか。なぜ弁護しないのか。論理的に齟齬をきたしているようなことを一方的に主張してみても、事態を打開する道は開けまい。自分たちと同じように良心を侵された《他者》の立場を認識しておかなければ、抑圧をはねのけようとする発言が先鋭化すればするほど、節度の欠如を強めるだけになってしまう。これが『忠告』の著者の言い分であるように思われる。

本誌前号で述べたように、フランスからオランダに亡命せざるを得なかったプロテスタントたちは、亡命があくまでも一時的なものであると考え、1689年にルイ14世とアウグスブルク同盟との間で始まったファルツ継承戦争が終結すれば、それに続いて故国への帰還が実現するであろうと願っていた。この点でジュリユーとベールに違いはない。

しかし、帰国の実現可能性をどのような方向に探るかについては決定的な違いがあった。ジュリユーは、プロテスタント諸国家がルイ14世に対して国際的な圧力を加えてナント勅令の回復を命じること、そしてそのためにイギリスのウィリアム3世および対仏戦争における同盟を援助することに可能性を見出した。これに対してベールは、あるいは『忠告』の著者は、亡命者たちが渴望する故国への帰還は、ナント勅令が少なくとも部分的には復活することによって条件づけられており、亡命者たちが国王の好意を失わぬよう慎重に振舞う限りでしか帰国の可能性は開けてこないと考えていた。何よりも重要なのは、ヴェルサイユの眼に人民の権利についての共和主義

的理論に感染した反逆者に見えないことであった。ルイ 14 世が、ナント勅令撤回の誤りを認めてその宗教政策を緩和し、亡命者たちの忠誠心に感銘を受けて、非妥協性は専ら「良心」の分野に限られている模範的な臣民を王国に呼び戻すこと、これを『忠告』の著者は願っていたのである。

「国王は人民の上に立たないと言うより、国王の宗教を偶像崇拜的だと呼ぶことの方を皆あなた方には許すでしょう。君主がどんな信仰心をもっているとしても、君主の権威や人格に関わる異端よりは、むしろ宗教にしか関わらない異端の方を君主は黙認しますし、前者の異端の方が公共の平和を乱しかねないことさえ確かです。」⁽¹⁹⁾

この著者の考えでは、政治的異端と宗教的異端とをあえて区別するならば、後者よりも前者の方がはるかに危険であり、特定勢力の排除をねらう「新たな審査法」の導入を未然に防ぐには、人民主権論を振りかざして「君主の権威や人格」を否定する政治的異端であるとの印象を与えることはなんとしても避けねばならなかった。

(続く)

注

- (1) J・ロック『世俗権力二論』、友岡敏明訳、未来社、1976年、15頁。
- (2) 大野真弓編『イギリス史(新版)』、山川出版社、1964年、168-170頁参照。
- (3) 「クラレンドン法典」の内容については、前出『世俗権力二論』の「解説」及びジョン・ロック『寛容についての書簡』(レイモンド・クリバンスキー序、平野耿訳注、朝日出版社、1970年)のlxiv-lxv(平野氏による「訳者序文」)参照。
- (4) 大野真弓編『イギリス史(新版)』、山川出版社、1965年、170-171頁。
- (5) 川北稔編、新版世界各国史11『イギリス史』、山川出版社、2000年、208頁。
- (6) 同上書、208頁。
- (7) 今井宏編、世界歴史大系『イギリス史2——近世——』、山川出版社、1990年、246頁参照。
- (8) 前出、大野編、170-171頁。
- (9) 前出、川北編、208頁。
- (10) 前出、今井編、246頁。
- (11) 前出、大野編、173頁。
- (12) 同上書、173-174頁。
- (13) *Œuvres diverses* II, p.609.
- (14) 富山国際大学『国際教養学部紀要』第6巻掲載の拙稿「相互的寛容、あるいは《他者の立場》——ピエール・ベール論覚書(1)」参照。
- (15) *Œuvres diverses* II, p.609.
- (16) 教文館『キリスト教大事典』(改訂版、1968年)、358頁、553頁、814頁、『岩波キリスト教辞典』(岩波書店、2002年)、22頁、80頁、355頁、平凡社『世界歴史事典』第5巻(1956年)、7頁参照。
- (17) 富山国際大学『国際教養学部紀要』第7巻掲載の拙稿「相互的寛容、あるいは《他者の立場》——ピエール・ベール論覚書(2)」参照。

(18) *Œuvres diverses* II, p.609.

(19) Ibid.